

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係　日米沖縄返還交渉/国会提出資料（第067回）（Ⅱ）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43677

之財團法人板東放送設立許可申請

財団法人設立許可申請書

1970年11月12日

琉球政府
行政主席 屋良朝苗 殿

浦添市字小湾40番地
財団法人極東放送設立発起人
代表 渡久山 寛三

今般財団法人極東放送を設立しようと思ひますので民法第34
条の規定により別紙の書類を添えて申請します。

財団法人極東放送設立趣意書

現代科学のちようじである電子工学は、人類を他の惑星に上陸させることに成功し、情報媒体であるマス・メディアは、この人類の偉業を同時に全世界に伝え、その威力を充分に發揮しました。このようなマス・メディアの効用と影響を無視しては、今日の社会の正しい発展を考えることはできません。

原子力は自然をコントロールし、マス・メディアは社会をコントロールするといわれていますが、このマス・メディアは、ややもすれば原子力と同様に社会の大きな破壊力にもなりかねません。このようなマス・メディアの中のラジオは、他のメディアの成長を促進し、社会に驚異的な影響を与えていますが、これをいかにして社会の進歩、発展に役立てるかということは、洋の東西を問わず、いつの時代にも人々の重要な関心事であり、またそれが今日ほど強く要求されている時代はありません。

極東放送は、このような時代の要求に応えるべく、1957年キリスト教伝道及び教育教養放送として設立が認可されました。まだ遅れていた当時の沖縄放送界（民放ラジオ一局だけ存在）にあつて、公共放送としての役割を自ら担い、放送による教育教養及び文化の向上に努め、ひたすら県民福祉の増進と精神生活の高揚のために、放送事業を運営して参りました。

極東放送は、過去十余年の事業の実績とその社会的責任の増大に鑑みこれを新たに琉球政府の認可による法人格を持つ、財団法人極東放送として再出発させたいと思います。

今後は、学校教育放送番組は勿論、一般成人を対象とした種々の教育教養講座番組、通信教育のための講座番組、情操教育としての音楽番組、郷土芸能番組、公正な報道番組及び他の公共的な番組等の放送をなすことによつて、放送倫理を高め、いよいよ県民のための県民の手による良き放送事業体として社会に貢献しうるような信念と責任をもつてこの事業を運営する所存であります。

琉球政府をはじめ関係各位におかれましても、この極東放送の十余年にわたる事業の実績と再出発の趣旨を十分にご理解いただき、今後ともご指導とご協力を賜りますよう伏してお願ひ申し上げます

1970年10月1日

財団法人極東放送設立発起人会

代表 渡久山 寛三

財団法人極東放送寄付行為

第1章 総則

(設立)

第1条 極東放送は、寄付行為をもつて別紙財産目録に記載の財産、およびその他の財産を寄付し、財団法人を設立する。

(名称)

第2条 この法人は、財団法人極東放送（英文では、
と称する。）

(事務所)

第3条 この法人は、事務所を浦添市字小湾40番地に置く。
なお必要な地に従たる事務所を置くことができる。

(目的)

第4条 この法人は（以下極東放送という）放送事業を通して地域社会の文化の発展、公共の福祉、産業と経済の繁栄に役立ち、併せて人々の精神生活の高揚を計り、もつて平和な世界の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 極東放送は、第4条の目的を達成するために次の事

業を行なう。

- 1 標準放送事業
- 2 超短波（F M）放送事業
- 3 テlevision放送事業
- 4 放送番組の企画制作並びに販売
- 5 放送時間の販売
- 6 出版事業
- 7 各号に附帯する一切の事業
- 8 その他必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産)

第6条 極東放送の資産は、次の各号に掲げるものとする。

- 1 設立当初寄付された財産
- 2 設立後寄付された財産
- 3 事業に伴う収入
- 4 補助金
- 5 その他の収入

(資産の管理)

第7条 極東放送の資産は、理事会の定めるところにより理

事長が管理する。

- 2 極東放送の資産は、基本財産および運用財産に区分する。
- 3 基本財産は、設立当所寄付された財産、指定して寄付された財産および理事会の議決により基本財産に組み入れられた財産からなる。
- 4 基本財産以外の財産は、運用財産とする。

(基本財産の処分等)

第8条 基本財産はこれを処分し、又は担保に供してはならない。ただし極東放送の業務遂行上、必要ある場合は理事三分の二以上が出席した理事会において出席理事の三分の二以上の議決を得、主務官庁の承認を受けたときはこの限りではない。

(経費)

第9条 極東放送の経費は、運用財産をもつてこれにあてる。

(事業年度)

第10条 極東放送の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画)

第11条 極東放送は、毎事業年度開始前、事業計画書および

収支予算書を作成し、理事会の議決を得、これを主務官庁に提出しなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

(事業の報告)

第12条 極東放送は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に理事長が事業報告書、収支決算書および財産目録を作成し、監事の監査を得て理事会の承認をうけ、主務官庁に提出しなければならない。

(剰余金)

第13条 極東放送の収支決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入するか、又は翌年度に繰越するものとする。

(義務の負担・権利の放棄)

第14条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは理事会の議決を経て、かつ主務官庁の承認をうけなければならない。

2 借入金（その年度内の収支をもつて償還する一時借入金を除く）も亦同様とする。

(余裕金の運用)

第15条 極東放送は、業務上の余裕金については、銀行への預金、郵便貯金、信託会社への金銭信託、又は政府の出資による各種公社の発行する有価証券保有の方法によるほか、これを他に運用することができない。

(特別会計)

第16条 極東放送は、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

第3章 役員

(役員の種別及び員数)

第17条 極東放送に次の役員をおく。

理事 5名以上 / 5名以内

監事 5名

2 理事のうち1名を理事長、若干名を専務理事及び常務理事とする。

(役員の選出)

第18条 理事および監事は、常務理事会の推薦する者の中から理事長が任命する。

2 理事長は理事の互選による。

3 専務理事及び常務理事は、極東放送の常務の役員の中から理事会において選出し、理事長が任命する。

(役員の業務)

第19条 理事長は、極東放送を代表し業務を総理する。

2 専務理事は、理事会の定めるところにより、極東放送を代表し、理事長を補佐して、極東放送の業務を掌理する。

(2) 理事長に事故あるときは、あらかじめ理事長の指名する専務理事がその事務を代理する。

(3) 理事長が欠員のときは、常務理事会の定めるところにより、専務理事その職務を行う。

3 常務理事は、常務理事会を組織し、理事長、専務理事を補佐して理事会の定めるところにより極東放送の業務を執行する。

(2) 理事長、専務理事に事故あるときは、あらかじめ専務理事の指命するところにより、常務理事その職務を代理する。

(3) 理事長、専務理事が欠員のときは、あらかじめ理事会の定めるところにより、常務理事その職務を行う。

4 理事は理事会を組織し、極東放送の業務を議決する。

5 監事は民法の定める職務を行う。

(役員の任期)

第20条 執事の任期は三年とする。ただし再任を妨げない。

- (2) 監事の任期は一年とする。ただし再任を妨げない。
- 2 補欠または増員のため役員となつた者の任期は前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の場合においてもこの寄付行為に別段の定めがある場合を除き、後任者が就任するまでは引き続きその職務を行わなければならない。

(役員の退任)

第21条 役員は次の事由により退任する。

- 1 死亡
- 2 辞任
- 3 解任
- 2 役員は、任期中であつても極東放送の名誉を毀損し、目的趣旨に反する行為をしたとき、またその他やむを得ない事由あるときには、理事会の議決を経て解任される。

(役員の給与)

第22条 役員は有給とすることができる。

(顧問)

第23条 極東放送に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、極東放送の重要な事項に關し、理事長の諮詢

に応じ、または意見を具申する。

- 3 顧問は学識経験者または本財團に功勞のあつた者の中から理事長が理事会の承認を得てこれを委嘱する。

第4章 員 員

第24条 極東放送に職員、必要数をおく。

- 2 職員の任免は常務理事会の承認を得て理事長が決定する。

第25条 職員は有給とする。

- 2 給与の額及びその支払い方法については常務理事会の承認を得て、理事長が決定する。

第5章 理 事 会

(組 織)

第26条 極東放送に理事会および常務理事会をおく。

- 2 理事会は、理事長、専務理事、常務理事および理事をもつて組織する。
- 3 常務理事会は、理事長、専務理事および常務理事をもつて組織する。
- 4 監事は理事会に出席して意見を述べることができる。

(種 別)

第27条 理事会を分けて定期理事会および臨時理事会とする。

- 2 定時理事会は、毎年2回事業年度開始前および終了後に開催する。
- 3 臨時理事会は、理事長がその必要を認めたとき、または理事会を組織する者の三分の一以上の連名をもつて会議の目的たる事項を示して理事会の招集を請求したとき、これを開催する。
- 4 常務理事会は別に定める。

(付議事項)

第28条 理事会には、本寄付行為に別に定めるものほか次の事項を付議する。

- 1 事業計画書および収支予算書
 - 2 事業報告書、収支決算書、繰越金内訳書および財産目録
 - 3 その他理事会が必要と認めた事項
- 2 常務理事会には、理事会の決定に基き、極東放送の運営に関する諸事項を付議する。

(招集、成立、議決)

第29条 理事会は理事長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 理事会を招集するには、会日の5日前までに会議の目的事項、日時および場所その他の必要な事項を通知

するものとする。

- 3 議事が緊急を要する場合は、前項の期間を短縮することができる。
- 4 理事会はこれを組織する理事の過半数の出席により成立する。
- 5 理事会の議事は、この寄付行為に特別の定めある場合のほか出席者の過半数の同意によつてこれを決し、可否同数のときは、議長の決めるところによる。
- 6 理事会に出席できない理事は、他の理事を代理人とすることができます。
- 7 常務理事会の運営については別に定める。

第6章 寄付行為の変更及び解散

(変更)

第30条 この寄付行為の変更または将来必要あるときは、公益社団法人に組織替えすることができる。

ただしこの場合は理事の三分の二以上が出席する理事会において出席理事の三分の二以上の議決を経て主務官庁の許可を受けることを要する。

(解散)

第31条 極東放送の解散および残余財産の処分は、理事の三

分の二以上が出席した理事会において出席理事の三分の二以上の同意による議決を経て、主務官庁の許可を受けることを要する。

(清 算)

第32条 極東放送が解散したときは、理事が清算人となり、監事が清算監査人となる。

ただし理事会の議決によつて別に清算人を選定することができる。

第7章 付 則

(施行規定)

第33条 この寄付行為施行に必要な事項は、別に定めてあるもののほか、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

(実 施)

第34条 この寄付行為は設立認可の日から実施する。

(広告の方法)

第35条 極東放送の広告は沖縄の主要新聞の一又は二つに掲載する。

(当初役員)

第36条 極東放送設立当初の役員は、設立発起人において選

出されたものがこれにあたり、その任期は第20条第1項の規定にかかわらず1971年において次期役員が選出されるまでとする。

(設立発起人)

第37条 極東放送の設立発起人は次の通りである。

財団法人極東放送設立発起人

代表 渡久山 寛三

ロバート・ボーマン

松川 久雄

金城 達則

重富 幹徹

小波津 達雄

伊志嶺 朝三

比嘉 良充

当銘 由金

沖松 恵爽

安谷屋 正量

田頭 政佐

野崎 文子

住田 武彦

村田 精太郎

アーサー C オースチン
新垣 碧也
照屋 宗仁
松田 かなえ
羽島 明昇
大嶺 升夫
比嘉 良雄
比嘉 善邦
田島 賢三
新垣 三純
東重 三允
照富 德三
徳瀬 真知
親富 義徳
大山 盛義
伊礼 良仁
沖縄キリスト教学院

RESTATED ARTICLES OF INCORPORATION

OF

FAR EAST BROADCASTING COMPANY, INC.

(As Amended Through November 20, 1964)

The undersigned, ROBERT H. BOWMAN and WILEY D. BUNN, hereby certify that they are, respectively, the duly elected and acting President and Secretary of FAR EAST BROADCASTING COMPANY, INC., a California corporation, and that the following correctly sets forth the text of the Articles of Incorporation of said corporation, as amended, to the date of this certificate:

RESTATED ARTICLES OF INCORPORATION

OF

FAR EAST BROADCASTING COMPANY, INC.

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS:

That we, the undersigned, JOHN C. BROGER, ROBERT H. BOWMAN, and WILLIAM J. ROBERTS, have voluntarily associated our selves together for the purpose of forming a corporation pursuant to the General Nonprofit Corporation Law or pursuant to Part 1, Division 2, Title 1 of the Corporations Code of the State of California, for purposes other than pecuniary profit to the members thereof and we hereby certify:

I

The name of this corporation is:

FAR EAST BROADCASTING COMPANY, INC.

II

The purposes of this corporation are religious and charitable and the primary and specific purposes are to proclaim the gospel of Jesus Christ and to promulgate the principles of the Christian faith by owning, operating, and maintaining radio and television broadcasting and receiving facilities and other media of mass communications in the State of California, in other states of the United States of America, in Far Eastern countries, and elsewhere throughout the entire world; and, as incidental thereto, to broadcast music and information that will promote the religious, cultural, and social development of the peoples of the Far East, of Latin America, and throughout the world; to increase interest in Christian missionary activities throughout the world; to ordain, send out, and provide for the support of Christian ministers and missionaries; and to solicit and enlist financial aid and assistance by radio and other means for the accomplishment of the purposes of this corporation.

The general purposes and powers of this corporation are:

- (a) To enter into, execute, and carry out contracts, to own, buy, sell, rent, lease, and in any other manner handle and deal in real and personal property of all kinds, and to do all other acts necessary or expedient for the administration of the affairs and attainment of the purposes of the corporation;
- (b) To borrow or lend money; to issue notes or other obligations of this corporation from time to time for any of the objects or purposes of this corporation, and to secure the same by mortgage, pledge, deed of trust or otherwise, or to issue the same unsecured;

(c) To receive property by devise or bequest, subjects to the laws regulating the transfer of property by Will, and otherwise acquire and hold all property, real or personal, including shares of stock, bonds, and securities of other corporations;

(d) To act as trustees under any trust incidental to the principal objects of the corporation, and to receive, hold, administer, and expend funds and property subject to such trust;

(e) In general; this corporation shall have all powers conferred upon a nonprofit corporation by the laws of the State of California except as herein prohibited or otherwise limited by the by-laws of this corporation; provided, however, that this corporation shall not have the power to, and shall not, carry on propaganda, or otherwise attempt to influence legislation or to participate in or intervene in any political campaign on behalf of any candidate for public office.

Notwithstanding any of the above statements of purposes and powers, any activity engaged in pursuant to these powers which is not in the furtherance of the primary religious and charitable purposes set forth in this Article II shall not exceed an insubstantial part of the activities of this corporation.

III

This corporation is not organized or operated for profit and no part of the net income of said corporation shall inure to the benefit of any member or individual.

IV

The Property of this corporation is hereby irrevocably dedicated to religious and charitable purposes, and upon the liquidation, dissolution, or abandonment of the owner, will not inure to the benefit of any private person, but shall be distributed to one or more funds, foundations, or corporations organized and operated for religious and charitable purposes similar to those of this corporation, provided that such funds, foundations, or corporations shall qualify for exemption from Federal income tax under Section 501(c)(3) of the Internal Revenue Code of 1954 as now in effect or as subsequently amended.

V

The principal office for the transaction of the business of this corporation shall be located in the County of Los Angeles, State of California.

VI

The Board of Directors of this corporation shall consist of not less than three directors. The number of directors shall be set forth in the by-laws of the corporation.

The names and addresses of the persons who are to act in the capacity of directors of this corporation until the selection of their successors are:

<u>Name</u>	<u>Address</u>
John C. Broger	336 W. Whiting Avenue Fullerton, California
Robert H. Bowman	916 Wapello Street Altadena, California
William J. Roberts	6316 - 7th Avenue Los Angeles, California

VII

This corporation shall have no capital stock and the authorised number and qualifications of its members, the different classes of membership, and voting and other rights and privileges of each class of membership shall be set forth by the by-laws of this corporation. The by-laws of this corporation may be adopted by the Board of Directors and may be amended or repealed by any means provided in said by-laws or provided by the laws of the State of California.

IN WITNESS WHEREOF, the persons who are to act in the capacity of first directors of this corporation have hereunto set their hands this 7th day of December, 1945.

John C. Broger

Robert H. Bowman

Wm. J. Roberts

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned have executed this certificate this 25th day of November, 1964.

Robert H. Bowman
President

Wiley D. Burn
Secretary

STATE OF CALIFORNIA)
COUNTY OF LOS ANGELES) ss.

ROBERT H. BOWMAN and WILEY D. BUNN state:

That Robert H. Bowman is, and was at all times mentioned in the foregoing Certificate of Amendment, the President of FAR EAST BROADCASTING COMPANY, INC., and that WILEY D. BUNN is, and was at all said times, the Secretary of said corporation; that they have each read the foregoing Certificate of Amendment and know the contents thereof and that the same is true of their own knowledge.

We certify (or declare), under penalty of perjury, that the foregoing is true and correct.

Executed on November 25, 1964, at Whittier, California.

Robert H. Bowman
Robert H. Bowman

Wiley D. Bunn
Wiley D. Bunn

CERTIFICATE OF AMENDMENT OF
ARTICLES OF INCORPORATION
OF

FAR EAST BROADCASTING COMPANY, INC.

The undersigned, ROBERT H. BOWMAN and WILEY D. BUNN, certify that they now are and at all times herein mentioned have been the duly elected and acting President and Secretary, respectively, of FAR EAST BROADCASTING COMPANY, INC., a California nonprofit corporation, and that:

FAR EAST BROADCASTING COMPANY, INC., is a nonprofit corporation duly organized and existing under and by virtue of the laws of the State of California. That the Board of Directors of this corporation consists of seven (7) persons and that the membership of the corporation consists of seven (7) persons, being the seven (7) members of the Board of Directors. That four (4) members constitute a quorum of the directors and members of this corporation.

That at a special meeting of the Board of Directors of this corporation duly called and held at Whittier, California, at 10:00 o'clock A.M., on Friday, November 20, 1964, at which meeting seven (7) members of the Board of Directors were present, and at a special meeting of the membership duly called and held contemporaneously with the meeting of the Board of Directors at the same time and place, at which meeting seven (7) members of the corporation were present, the following resolution was duly adopted by the unanimous vote of the Board of Directors and by the unanimous vote of the members present:

RESOLVED, that the Articles of Incorporation of FAR EAST BROADCASTING COMPANY, INC., be and the same are hereby amended in their entirety as follows:

AMENDED ARTICLES OF INCORPORATION
OF

FAR EAST BROADCASTING COMPANY, INC.

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS:

That we, the undersigned, JOHN C. BROGER, ROBERT H. BOWMAN, and WILLIAM J. ROBERTS, have voluntarily associated ourselves together for the purpose of forming a corporation pursuant to the General Nonprofit Corporation Law or pursuant to Part 1, Division 2, Title 1 of the Corporations Code of the State of California, for purposes other than pecuniary profit to the members thereof and we hereby certify:

I

The names of this corporation is: FAR EAST BROADCASTING COMPANY, INC.

II

The purposes of this corporation are religious and charitable and the primary and specific purposes are to proclaim the gospel of Jesus Christ and to promulgate the principles of the Christian faith by owning, operating, aid maintaining radio and television broadcasting and receiving facilities and other media of mass communications in the State of California, in other states of the United States of America, in Far Eastern countries, and elsewhere throughout the entire world; and, as incidental thereto, to broadcast music and information that will promote the religious, cultural, and social development of the peoples of the Far East, of Latin America, and throughout the world; to increase interest in Christian missionary

activities, and to promote such activities throughout the world; to ordain, send out and provide for the support of Christian ministers and missionaries; and to solicit and enlist financial aid and assistance by radio and other means for the accomplishment of the purposes of this corporation.

The general purposes and powers of this corporation are:

- (a) To under into, execute, and carry out contracts, to own, buy, sell, rent, lease, and in any other manner handle and deal in real and personal property of all kinds, and to do all other acts necessary or expedient for the administration of the affairs and attainment of the purposes of the corporation;
- (b) To borrow or lend money; to issue notes or other obligations of this corporation from time to time for any of the objects or purposes of this corporation, and to secure the same by mortgage, pledge, deed of trust or otherwise, or to issue the same unsecured;
- (c) To receive property by devise or bequest, subject to the laws regulating the transfer of property by Will, and otherwise acquire and hold all property, real or personal, including shares of stock, bonds, and securities of other corporations;
- (d) To act as trustee under any trust incidental to the principal objects of the corporation, and to receive, hold, administer, and expend funds and property subject to such trust;
- (e) In general, this corporation shall have all powers conferred upon a nonprofit corporation by the laws of the State of California except as herein prohibited or otherwise limited by the by-laws of this corporation; provided, however, that this corporation shall not have the power to, and shall not, carry on propaganda, or otherwise attempt to influence legislation or to participate in or intervene in any political campaign on behalf of any candidate for public office.

Notwithstanding any of the above statements of purposes and powers, any activity engaged in pursuant to these powers which is not in the furtherance of the primary religious and charitable purposes set forth in this Article II shall not exceed an insubstantial part of the activities of this corporation.

III

This corporation is not organized or operated for profit and no part of the net income of said corporation shall inure to the benefit of any member or individual.

IV

The property of this corporation is hereby irrevocably dedicated to religious and charitable purposes, and upon the liquidation, dissolution, or abandonment of the owner, will not inure to the benefit of any private person, but shall be distributed to one or more funds, foundations, or corporations organized and operated for religious and charitable purposes similar to those of this corporation, provided that such funds, foundations, or corporations shall qualify for exemption from Federal income tax under Section 501(c)(3) of the Internal Revenue Code of 1954 as now in effect or as subsequently amended.

V

The principal office for the transaction of the business of this corporation shall be located in the County of Los Angeles, State of California.

VI

The Board of Directors of this corporation shall consist of not less than three directors. The number of directors shall be set forth in the by-laws of the corporation.

The names and addresses of the persons who are to act in the capacity of directors of this corporation until the selection of their successors are:

John C. Broger 336 W. Whiting Avenue
Fullerton, California

Robert H. Bowman 916 Wapello Street
Altadena, California

William J. Roberts 6316 - 7th Avenue
Los Angeles, California

VII

This corporation shall have no capital stock and the authorised number and qualifications of its members, the different classes of membership, and the voting and other rights and privileges of each class of membership shall be set forth by the by-laws of this corporation.

The by-laws of this corporation may be adopted by the Board of Directors and may be amended or repealed by any means provided in said by-laws or provided by the laws of the State of California.

IN WITNESS WHEREOF, the persons who are to act in the capacity of first directors of this corporation have hereunto set their hands this 7th day of December 1945.

John C. Broger

Robert H. Bowman

Wm. J. Roberts

Robert H. Bowman

President

Robert H. Bowman

Secretary

IN WITNESS WHEREOF, the undersigned have executed this Certificate of Amendment this 25th day of November, 1964.

STATE OF CALIFORNIA)
COUNTY OF LOS ANGELES)
ss.

ROBERT H. BOWMAN

and WILEY D. BUNN,

being first duly sworn, depose and say:

That they are the President and Secretary, respectively, of FAR EAST BROADCASTING COMPANY, INC., a California nonprofit corporation, and that they have read the foregoing certificate entitled "RESTATEMENT ARTICLES OF INCORPORATION OF FAR EAST BROADCASTING COMPANY, INC.": that they have been authorized to execute the certificate by resolution of the Board of Directors of the corporation adopted on the 20th day of November, 1964, at Whittier, California; and that the certificate correctly sets forth the text of the Articles of Incorporation as amended to the date of the certificate.

Robert H. Bowman
President

Wiley D. Bunn
Secretary

Subscribed and sworn to
before me this 9th day
of December, 1964.

Thomas S. Burn, Jr.

Notary Public in and for
said County and State

My Commission expires March 18, 1967

極東放送の放送局申請概要

1 目的

標準放送による放送業務を行なう事を目的とする。

2 開設を必要とする理由

近代社会に於いてマス・メディアとしてのラジオ放送はその偉大な力を發揮し、社会の進歩発展に大きく寄与している事は周知の通りであります。しかし今日では産業、経済、文化等のめざましい発展とはうらはらに人々の精神生活は荒廃し、人間性が失われつつあります。

こうした時代に、メディアとしてのラジオ放送に寄せる人々の期待は大きく、又その負うべき社会的責任はますます増大しつつあります。

こうしたラジオ放送をいかにして社会の正しい進歩、発展に役立てるかという事は、洋の東西を問わずいつの時代にも人々の重要な関心事であり、またそれが現代に生きる我々に課せられた歴史的当然の責務であります。

極東放送はこうした社会的要求に応えるべく、1957年に米国民政府によつて沖縄に於ける放送事業が認可されました。

極東放送はキリスト教伝道放送及び教育教養放送として設

立され、また遅れていた当時の沖縄の放送界（当時民放ラジオ一局のみ）にあつてその設立の趣旨にそつて自ら公共放送としての役割を担つてまいりました。

その十余年の事業の実績の中には、教育関係者及び文教局の強い要望により、NHKの学校教育放送番組の無料放送、校時に合わせた番組編成、ローカル学校教育放送番組としての（学校めぐり）の制作放送等を実施し、それによつて沖縄に於ける学校教育放送がようやく軌道に乗つた事、琉球民謡、古典音楽等をラジオ番組に取り入れ（郷土民謡、古典音楽クラブめぐり）を取材し、これを放送する事によつて郷土音楽に対する聴取者の関心を高めた事、沖縄で初めて深夜放送を行ない深夜働く人々や高校大学生からたいへん喜ばれている事、沖縄で初めてステレオ放送を実施し、音楽愛好家から好評を得ている事、中学生の学力向上の為に琉球新報社とタイアップし（新報中学生学習講座）を放送して好評を博した事、家庭医学知識の普及を目的とした（家庭医学相談室）を開業医の協力で毎日放送している事、技術面に於いては、放送にワンマンシステムを取り入れ、又放送番組の自動送出装置を完成して、放送の自動化を実施した事等があります。その他に七百台のトランジスターラジオが全琉球的に配布され、北は

屋久島から南は与那国に至るまで全琉の離島僻地の人々、特に生活困窮者に対してこのラジオは配布されています。このラジオは無料貸出しというだけではなく故障したラジオの出張修理又は取り替え等も全て無料で行なわれています。

又、当局のクラシック音楽番組は、いわゆる娯楽番組というだけでなく教育番組としても広く利用されておりその他音楽番組も社会道徳を犯さないよう配慮され、情操教育的な要素が強く盛り込まれております。宗教番組は単に宗教の儀式的あるいは神秘的なものではなく、正しい社会人に必要な知識としての内容のものであり特に人間性の尊厳と隣人愛思想を強く打ち出したものであります。

このような極東放送の事業の実績はその経営方針に非常利の公益法人としての使命を強く打ち出し、常に聴取者の立場から番組の制作編成に当り、公共の福祉増進を最優先に放送事業の運営に当つております。私共はこの様な極東放送の事業の実績をふまえ、その精神を受け継いで、この放送事業を引き継ぎ県民のラジオ放送として米国民政府の下で十分に果たし得なかつた放送の使命を新たに琉球政府の下において押し進めて行きたいと思います。

本土復帰を目前にした今日の沖縄でラジオ放送の負わされ

ている社会的責任はかつてない程重大であります。私共はこの様な責任感を持つてラジオ放送の効用を生かす上で学校教育放送は勿論、身体障害者の為の番組、高校大学の通信教育番組、その他本土にたちおくれている社会教育教養講座番組等を放送したいと思います。又、ラジオ放送を単なる商業的宣伝の具とする事なく広く一般に放送を開放し、真に県民のラジオ放送としてだれでも気軽に利用できるものにして行きたいと思います。放送の利用順位についても県民の福祉を優先して利用順位を決定して行く所存であります。

今後の沖縄に於いては、特に地域社会の産業、経済、文化の発展向上を積極的に取り上げるラジオ放送が必要であり、県民生活と密接につながつて豊かな沖縄県づくりに寄与できるものでなければならないと思います。それは私共の願いでありますと同時に県民が等しく希望している事でもあります。こうした県民のラジオ放送に対する強い要望に応えるためにも私共がこの事業を引き継ぎ、琉球政府の免許を受けてラジオ放送の開設を行う必要があると思います。

3 放送事項

教育、教養、報道・社会、音楽、報知、娯楽、演芸

(内容省略)

4 放送区域等

放送区域	放送区域内の世帯数	備考
沖縄群島	18,255.8	世帯数は、1965年10月1日現在の国勢調査による。
宮古群島	14,094	
八重山群島	11,598	
計	208,250	

5 無線設備の設置場所

送信所

浦添市字小湾46番地

演奏所および受信所

浦添市字小湾40番地

6 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力

A3 / 250 KHZ 5KW

7 事業計画

(1) 経営の形態

財団法人

(2) 資本又は出資の額

129,520.00ドル

発起人引受の寄付申込件数及びその額	その他の寄付申込件数及びその額	合計
ドル 28件 129,520.00	なし	ドル 129,520.00

(3) 主たる出資者及びその出資の額

氏名又は名称	住 所	出 資 額	備 考
極東放送社	米国カリフォルニア州	ドル 120,200	
渡久山 寛三	那覇市上之屋174	1,500	発起人代表
松川 久雄	" 石嶋3の205	1,000	発 起 人
ロバート・ボーマン	宜野湾市大謝名 サウス ペイビュウ T-7	1,000	"
重富 幹徹	那覇市齊宮45	1,000	"
出頭 政佐	" 久米町2の9	1,000	"
そ の 他		3,820	
計		129,520	

(4) 役員

氏名	役名	担当部門	兼職
渡久山 寛三	(代理事長)(常)		工業連合会専務理事
松川 久雄	専務理事(常)	放送	極東放送沖縄総局日本語局長
重富 粽徹	常務理事(常)		" 総務部長
比嘉 良允	理事		琉大、メリーランド大学講師
田頭 政佐	"		たがみ医院院長
野崎 文子	"		クローバーリープ経営者
比嘉 善雄	"		与儀給油所代表者
新垣 碧也	"		那覇通運合資会社社長
ロバート・ボーマン	"		極東放送本社社長
アーサー・オースチン	"		極東放送普及部長

(5) 経営方針

ア 放送番組の編集に関する基本計画

放送番組は、公共の福祉増進の立場から常に品位を重じ、世論を尊び、言論の自由と公正を賃き、自らの権威

を高めるとともに、地域社会の産業、経済、文化等各分野

の発展向上及び精神生活の向上に貢献するよう配慮する。

番組を企画、制作、編成するに当つては、次の基本計画に

よるものとする。

(放送時間)

(ア) 定時的な番組の編成は、週間を通じて行う、臨時の番組についてはその都度必要に応じ適宜編成する。

(番組の種類と比率)

(イ) 放送番組は、教育番組、教養番組、報道社会番組、音楽番組、報知番組、娯楽・演芸番組などで編成し、番組の種類別配列比は次にあげるものを基準とする。

教育番組 全放送時間の 15 %

教養番組 " 25 %

報道社会番組 " 10 %

音楽番組 " 40 %

報知番組 " 2 %

娯楽演芸番組 " 8 %

(番組の配列)

(ウ) 番組の編成にあたつては、教育、教養、報道社会、音楽、報知、娯楽演芸などすべての番組をそれぞれの

性格に応じて地域社会の視聴対象および生活時間を考慮し、各番組相互間の調和と適正を保つようつとめる。番組は、次の方針によつて配列する。

a 早朝の放送時間帯

地域社会に密着した教育教養番組を主体とし、特に農漁村を中心とした若干の情報番組を編成する。

b 午前中の放送時間帯

地域社会に密着した教養番組と夜間に合わせた教育番組を主体とし、又主婦、家庭向け及び幼児番組を編成する。

c 昼休み放送時間帯

昼休みの一般聴取者を対象としたニュースと娯楽番組、教養番組を編成する。

d 午後の主婦、家庭向け及び運転者の為の時間帯

一般家庭特に主婦向けのニュース、教養番組を編成し、又運転者向けの交通情報その他のニュースや啓蒙番組を編成する。

e 児童向け時間帯

夕刻は、児童向けの教養、娯楽番組を編成する。

f 夜の放送時間帯

一般家庭向けの娯楽番組に多少の教養報道番組を編成する。

g 深夜の放送時間帯

深夜就労者を対象とした娯楽番組、ニュース、教養、学生の為の教育番組を編成する。

(教育番組)

(エ) 教育番組は、健全な国民としての知識、技能等の資質を培うのに直接役立たせようとする積極的な意図のもとに編成する。学校向けの番組は、その内容が法令に定める教育課程の基準に準拠し、計画的、組織的および継続的に行なう。

(教養番組)

(オ) 教養番組は、学芸など一般精神文化に対する理解を深め人間の諸能力を調和的に発達させ、円満な人格を培養するのに役立たせようとする積極的な意図のもとに編成する。

(報道番組)

(カ) 報道は、真実を公正かつ迅速に伝達し、地域社会住民の社会的関心を満足させるようつとめる。

報道番組は、一般にわかりやすい表現を用い、事実

と事実以外の推定は明確に区別し、聴取者に誤解を与えることのないようにつとめる。

(娯楽番組)

(イ) 娯楽番組は、内容の低俗化を排し、音楽、ドラマ、舞台中継、演芸番組等をよく編成し、常に社会の秩序、道徳、良俗に反することのないように作品の品位及び表現方法について十分配慮する。

(広 告)

(ア) 広告放送は、公衆の経済生活と産業経済の発展に資するものであつて、番組の内容とよく調和し、その量は番組基準に示されたとおり行なうものとする。

(ネット番組)

(ケ) 番組をネットするに当つては、マイクロ回線の制約を受けるが特定の放送事業者のみから番組の供給を受けることとならないようにする。

(番組の質的向上)

(コ) すべての番組について絶えず質的な向上をはかり、とくに娯楽番組については教養的色彩を配するようつとめる。

イ ● 週間放送番組の編集に関する事項

(ア) 放送の目的別種類による放送時間

放送事項の区分別	/ 週間の放送時間	比 率	備 考
教育番組	25時間55分	15.89%	
教養番組	43時間23分	26.62	
報道社会番組	15 58	9.80	
音楽番組	59 14	36.34	
報知番組	3 20	2.05	
娯楽演芸番組	15 10	9.30	
計	163 00	100.00	

(イ) 他から供給を受ける放送番組の時間

特になし

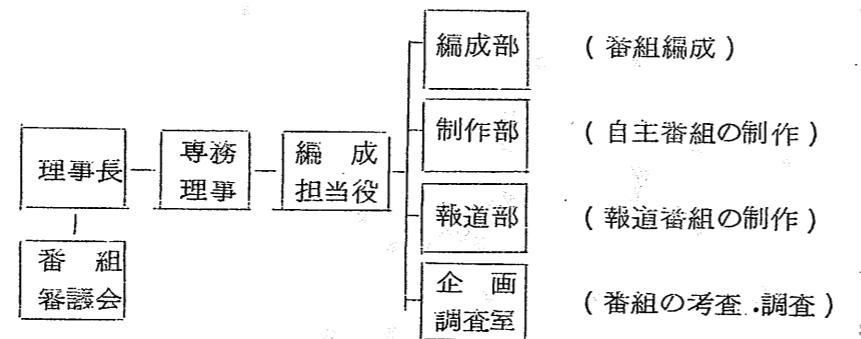
ウ ● 放送番組の審議機関に関する事項

委員の氏名	職 業	住 所
東江平之	琉球大学教育学部長	那覇市大道407
平良修	沖縄キリスト教短期大学学長	那覇市金城町1の41
比嘉良允	琉球大学講師	宜野湾市嘉敷547

喜久川 宏	沖縄経済開発研究所 常務理事	那覇市松尾2／2
大山 盛 永	沖縄青年会議所事務局長	那覇市山川1／の15
松田 カナエ	華道家元 沖縄支部	宜野湾市普天間1／64
宮城 正枝	琉球大学音楽科講師	那覇市松山町2の8／
大城 康秀	沖縄 三越総務部長	那覇市繁多川300番地

エ 放送番組の編集の機構及びに考査に関する事項

(ア) 放送番組の編集及び考査の機構(予定)



(イ) 編集責任者の権限

編成担当役は各部を指揮し、編集に関する一切の責任と権限をもちます。

(ウ) 考査の方法

編成担当役のスタッフとして企画調査室をおきます。

企画調査室は台本、テープ等によつて事前調査し、また、放送を同時にモニターして番組基準に違反していないか、誤放送はないか等について考査を行い不適当なものは削除訂正を行なわせます。

他に社外モニターを委嘱して考査します。

考査の基準は番組基準によります。

オ 対象とする受信者層

特に定めない。

カ 放送事業とあわせて行う事業及び当該事業の業務の概要

特に定めない。

キ 事業収支見積り

科 目	金額		
	第1年目 ドル	第2年目 ドル	第3年目 ドル
収 益	219,830	296,641	347,848
當業収益	204,830	281,641	332,848
當業外収益	15,000	15,000	15,000
費 用	240,742	285,811	314,264
當業費用	235,742	281,891	311,424
當業外費用	5,000	3,920	2,840
当期損益	△20,912	10,830	33,584

航空通信の事業を営むアメリカ合衆国法人以外のアメリカ合衆国
法人の無線局の存在の有無および無線局ごとの周波数および出力

琉球諸島高等弁務官の免許を受けて、次表のとおり無線局を開設しています。

法 人 の 名 称	無線通信業務の種別	使 用 周 波 数	最 高 電 力 (W)	備 考
琉球電力公社	移動業務 固定業務	V H F 8波 マイクロ 4波	60 /	
琉球水道公社	移動業務	V H F / 波	50	
ガルフ石油精製㈱	移動業務	M F 5波 V H F 4波 U H F 3波	50 50 30	
エツソ・スタンダード(沖縄)㈱	移動業務	V H F 7波 U H F 2波	50 60	
カルテックス(アジア)㈱	移動業務	V H F 2波	5	
ウイリアムズ・インスター ナショナル㈱	移動業務	V H F 2波	30	
サミット・インダストリアル㈱	移動業務	V H F / 波	40	
デモーロ建設㈱	移動業務	V H F / 波	30	
J H W (沖縄) ㈱	移動業務	V H F / 波	30	
コンチネンタル航空㈱	移動業務 (空港用) (航空移動)	27MC / 波 V H F / 波	/ 3.5	
ファースト・マリンサービス㈱	移動業務	27MC / 波 V H F 3波	5 2.5	